

(令和3年度) 教育長提言と教育長回答の比較一覧

*下線は森。

*実際の「提言書」には、何故そういう提言をするのかという理由を記載している。下表では理由は省略している。

番 号	保存会提言(令和3年9月16日付)	教育長回答(令和3年10月5日)	摘要
1. 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」、市史跡「東浦路」に関する事項			
1-(1)	保存活用の実施計画の作成 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」保存活用計画書(令和3年3月)(以下「保存活用計画書」という。)では、同保存活用計画書に基づく実施計画を作成することになっているので、実施計画の作成に <u>速やかに着手すること。</u>	「史跡江戸城石垣石丁場跡(宇佐美北部石丁場群)保存活用計画書」(以下「保存活用計画書」という。)に基づく「史跡保存整備基本計画」(以下「整備計画」という。)につきましては、 <u>早期の運用に向けて策定に努めてまいります。</u>	
1-(2)	戦略的な政策立案 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の文化的な価値を損なわないためには、その周辺環境も含めて一体的に保存する必要があることから、御石ヶ沢地区及び多賀地地区等を含めた保存のための戦略的な政策を立案し、実施する <u>こと。</u>	史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」につきましては、文化財保護法及び伊東市文化財保護条例に基づいた文化財の保護施策とともに、 <u>他の法律や条令との関連も含めて関係課と連携して対応してまいります。</u>	
1-(3)	「特別緑地保全地区」の指定		

	静岡県が策定した「都市計画区域マスタープラン」(令和3年3月)の中で、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を含むその周辺樹林について、「特別緑地保全地区」の指定を検討することが新たに記載されたことから、都市緑地法に規定する「特別緑地保全地区」の指定に向けて、<u>伊東市の内部調整はもちろんのこと、静岡県及び国との調整等を精力的に行うこと。</u>	史跡「江戸城石垣石丁場跡」を含むその周辺樹林につきましては、文化財保護法及び伊東市文化財保護条例に基づいた保護を継続するとともに、「特別緑地保全地区」の指定に向けて<u>関連課と連携して検討してまいります。</u>	
1-(4)	「重要景観形成地区」の指定 伊東市景観形成基本計画において、「宇佐美北部石丁場群周辺地区」が「重要景観形成地区」の候補地として挙げられていることに鑑み、①同地区の保存活用について、地域住民の一層の理解と協力を図ること。②また、地域住民の主体的な活動を積極的に支援すること。③加えて、同地区が「重要景観形成地区」に指定されるように<u>関係部署と綿密な調整をとること。</u>	<u>御提言のとおり努めてまいります。</u>	
1-(5)	「重要文化的景観」の選定 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」を中心とする周辺地域を文化財保護法に基づく「重要文化的景観」として選定するよう、<u>文部科学大臣に申し出ることを検討すること。</u>	文化財保護法第2条にあるように、「重要文化的景観」とは、長い年月、地域の風土と地域の人々の生活や生業によって形成され、受け継がれてきたものであることから、石丁場と地域住民の生活の場が一体となったものであることを証明する必要があります。	

		史跡「江戸城石垣石丁場跡」を含めた範囲を「重要文化的景観」として選定するためには、現在進めている「保存活用計画書」にある資史料を含めた調査を行い、関係機関と研究を進めながら検討したいと思います。	
1－(6)	「眺望点」の指定 「だんご紋」から「田の刻印」に上がる坂道について、歩行の安全が十分確保できるように<u>速やかに対処すること</u>。然る後に、伊東市景観形成基本計画（令和3年9月1日施行）における眺望点に「ナコウ山テラスからの眺望」を<u>指定するように関係部署と調整すること</u>。	「保存活用計画」に基づく「<u>整備計画</u>」を策定し、来訪者が安全に見学できる<u>見学路の整備を進めてまいります</u>。 また、「ナコウ山テラスからの眺望」の眺望点指定につきましては、<u>平行して関係課と協議を進めてまいります</u>。	
2. 宇佐美城山に関する事項			
2－(1)	公有地化 宇佐美城山の恒久的保存の観点から、当該地を<u>公有地化すること</u>。	宇佐美城山の公有地化につきましては、今後の<u>検討課題とさせていただきます</u>。	平成 30 年 12 月の時点から進展か。(注 1)
2－(2)	開発現地の確認 宇佐美城山公園キャンプ場の開発に関して、文化財保護法に照らして違反行為が行われていないか、あるいは、歴史的文化遺産としての文化財保護の観点から、不適切な開発行為が行われていないか、<u>適宜現地を確認すること</u>。	宇佐美城山公園キャンプ場につきましては、<u>御提言のとおり現地確認に努めてまいります</u>。	

3. 文化財行政に関する事項			
3－(1)	「文化財保存活用地域計画」の作成 文化財保護法に規定する「文化財保存活用地域計画」の作成について、その準備も含めて<u>速やかに着手すること。</u>	「文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)につきましては、伊東市全域を対象とした文化財の総合的な保存・活用を図る計画として重要であると認識しています。 現在、史跡「江戸城石垣石丁場跡」の保存・活用を進めるため「保存活用計画書」に基づく「整備計画」の策定に取り組んでおります。 策定した<u>「保存活用計画書」や「整備計画」を</u>実行していく中で見えてきた課題や「地域計画」の内容を検討し、作成に向けて努力してまいります。	
3－(2)	文化財課の設置 伊東市の文化財行政の一層の充実と質の向上をはかるため、<u>「文化財課」の設置を検討すること。</u>	「文化財課」の設置につきましては、市全体の政策と体制に関わることでありますので、<u>担当部局と協議してまいります。</u>	

(注1)平成30年に森篤・森野光晴連名で宇佐美城山の公有地化(公費買収)を教育長に提言した時の教育長の回答は以下のとおり。

伊 教 生 第 3 5 5 号

平成30年12月26日

森 篤 様

森野 光晴 様

伊東市教育委員会

教育長 高橋 雄幸



「宇佐美城山」の文化財指定に係る土地所有者との協議等について
(回答)

師走の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先般いただきました御提言及び照会につきまして、別紙のとおり回答
させていただきます。

あわせて、本市の文化行政の発展のため、今後も御助言、御協力をいただき
ますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

* 公費買収の項目のみ記載 (下線部は森)

(提言4)

「宇佐美城山」の保存活用を一層確実なものとするため、公費買収を検討す
ること。

(回答)

公費買収を検討する時期ではないと考えています。